

中央区立阪本小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかしいじめは、どの学校の、どの学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「中央区いじめ防止基本方針」（平成27年1月14日決定 平成30年1月10日改定）、「中央区いじめ総合対策（平成31年2月改訂）」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「中央区立阪本小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 中央区立阪本小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。いじめは、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全校職員で共有する。さらに、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識をもち、本校児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、また、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自治的・自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、学校は、教職員一人一人の意識と指導力を高め、組織的に対応する。また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (5) 学校は、教育相談や個別の面談、児童への定期的なアンケート調査の実施など、児童一人一人の実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れる

よう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

第2 いじめ防止等の取組

1 「中央区立阪本小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「中央区いじめ防止基本方針」「中央区いじめ総合対策」に基づいて、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・担任・養護教諭・専任教育相談員、スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめへの早期対応を迅速・適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 学級経営の充実・・・児童一人一人が自尊感情や自己肯定感を高め、互いにその個性を認め合える機会を計画的継続的にもてるよう学級経営の充実に努める。
- イ 授業の充実・・・学年の発達段階に応じて学習規律を確立し、学力向上プランによる授業改善に努めることによって基礎基本の定着をはかり児童の学習意欲を高め、自己肯定感の伸長につなげる。
- ウ 道徳授業の充実・・・「いじめを行ってはいけない」「いじめは決して許されない」という認識を児童・生徒がもてるように教育活動全体を通して学年の発達段階に応じた指導をする。道徳授業や法教育の時間に年間3回以上、人権尊重教育と絡めながらいじめに関する授業を計画的に実施する。道徳授業地区公開講座の充実を図る。
- エ 法教育の実施・・・弁護士等を活用した法教育を総合的な学習の時間に高学年で実施し、いじめについて法的観点からも学ばせ「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成を図る。
- オ 特別活動の充実・・・互いの個性を認め合い励まし合うことによって、他者とのコミュニケーション能力を養えるように、あおぞら班活動や児童会を中心とした、児童を主体とした取り組みが充実するように体系的計画的に実施する。
- カ インターネットを通して行われるいじめへの対策・・・全校児童のインターネットの使用状況及び携帯電話等の利用状況の現状把握に努める。また、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

キ いじめ防止に関する研修の実施・・・「いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻及び下巻」を活用していじめ防止に関する校内研修を実施し、いじめの未然防止に関する教職員の資質向上を図る。

(2) 早期発見のための取組

ア 「学校生活アンケート」の実施・・・いじめを早期に発見するために、「ふれあい月間」と関連させたアンケート調査を年3回（児童との個人面談前）に実施する。アンケート結果に基づき必要に応じて担任、専任教育相談員、スクールカウンセラー、養護教諭が連携しながら個別指導と組織的な対応、保護者との連携を図る。

イ 全教員による児童の観察・・・週番は、休み時間に「いじめ発見のチェックリスト」を意識しながら校庭、体育館、校舎内で児童とともに過ごし、また校務支援システムに入力された情報を共有しながら、児童の人間関係等を観察する。

ウ 職員朝会時の各学年及び専科教諭からの児童理解についての話し合いの充実・・・毎週火曜日は特別支援が必要な児童を中心とした各学年の児童について話し合い、毎週金曜日は生活指導の観点から問題が生じていることについてその兆しも含めて報告し合い児童理解に努める。

エ スクールカウンセラーによる全員面接の実施・・・ア・イ・ウによっていじめの可能性が把握でき次第、スクールカウンセラー・養護教諭が担任と連携をとって全員面接を実施する。また、5年生については、必ず面接を実施する。

オ 担任及び教員による全員面接の実施・・・年間3回（6月・11月・2月）、「学校生活アンケート」「いじめアンケート」等を基に、担任及び教員による全員面接を実施する。

(3) 早期対応のための取組

ア 全教職員は、いじめの可能性を把握したり、いじめの相談を受けたりした場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受け次第校長は、速やかに「学校いじめ対策委員会」をもち、いじめの事実の有無の確認とその後の対策措置を講じる。

イ いじめの事実が確認され次第、いじめを直ちにやめさせてその再発防止のために「学校いじめ対策委員会」が中心となって被害を受けた児童のみならず、いじめを伝えた児童の安全も確保できるように対応を協議する。

ウ いじめの被害を受けた児童の安全確保のためにまた、安心して学習やその他の活動に取り組めるように必要に応じて別室で学習させるなどの措置を速やかに講じる。被害を受けた児童の保護者には、把握したいじめの内容について速やかに伝える。いじめが解決したと思われる場合も、専任教育相談員・スクールカウンセラー・養護教諭・担任が継続して見守りをする。

エ いじめを行った児童について、「学校いじめ対策委員会」が組織的に指導方針を取り決め速やかに指導を始める。いじめを行った児童の保護者にもその事実を伝え、保護者に対する助言も継続的に行う。

オ ネット上のいじめが生じた場合は、法務局の人権侵害情報に関する相談窓口や警察署とも連携して対処する。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

一 に該当する事案について

例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な障害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校設置者または学校判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに、教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。